

足立区議会議長 古性 重則 様

足立区議会議員 16番 西の原 えみ子 印

文 書 質 問 書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テ ー マ 及 び 質 問 項 目

**I 高齢者の聞こえの支援対策について**

補聴器購入費用助成は令和2年度から始まった。助成額は25,000円で680人分見込んだ。しかし申請者208人中、支給を受けられたのは約半数の113人だ。今年度に至っては、まだ年度の途中だが現時点で申請者が298人で決定が126人しかいない。非課税世帯という所得要件に抵触したり、手続きが煩雑なため途中であきらめることが主な理由であり、決して聞こえるから非該当だった訳ではない。

また、対象者が世帯全員の住民税が非課税または生活保護受給者となっているため、同居家族に課税者がいる、または遠隔地扶養になっている人は対象にならない。わが党はこの所得制限では、「必要な人が受けられない」と以下の様な改善を求めてきた。

- ▶世帯非課税ではなく本人非課税を対象に改善するべき。
- ▶この事業は、2分の1は都の包括補助事業を使って行うので他区の先進事例に学び充実すべき。

(画期的な補聴器購入助成制度が始まる港区の助成内容は、助成額が13万7千円、助成対象は60歳以上で所得制限はなし。60歳以上としたのは、難聴になっても仕事を続けられるようにと早めにした。住民税課税の人はその2分の1の6万8千円。高齢者支援課長は「難聴の方々へのヒアリングに基いて、費用負担をできるだけ少なくし、補聴器を買った後も長く使い続けられるように制度設計をした」と。)

- ▶新宿区や江東区のように現物支給も行うべき。

しかし区は「他区の実施状況や区のバランスを考えてやっている」「所得の低い真に支援を必要とする人を対象にした」「現物支給は調整が難しく、現物支給の補聴器は種類が限られている」などと、充実を求める改善策はことごとく受け入れられなかった。

しかし、高齢で年金暮らしになるとほとんどの人が非課税者になるが、税制上扶養控除が受けられるというメリットがあるので、子どもの扶養になる場合が多いのが実態だ。したがって非課税世帯というとほとんど対象にならない。また、補聴器は高いものと思いついて入っている人も多く、特に生活保護受給者をはじめ、とても購入できないと始めからあきらめてしまう人も多い。現物が支給されれば欲しいという人は江東区や新宿区での現物支給での人数を見ても明らかだ。(江東区780台、新宿区321台)

更に、区は、新年度、制度利用が少ないことを理由に予算を削った。使いにくい制度

## 16番 西の原 えみ子

### テーマ及び質問項目

にして利用は少ないからと予算を削るのはあまりにも理不尽だ。どうやって区民の希望にこたえることができるのかを考えるのが区の役割のはずだ。改善しないと、紙おむつのように23区最低のサービスになってしまう。

また、聞こえない対策として、「障がい福祉センターあしすと」の優位性を活かすことなども以下のように求めてきた。

- ▶聞こえないことでコミュニケーションが取れないなどで起こるとされる「認知症発症」の予防として、補聴器使用の効果を位置付けること。
  - ▶言語聴覚士のいる「障がい福祉センターあしすと」の優位性を活かして複雑な手続きをなくし必要な人に支給される制度に改善すべき。
- などだ。区は研究して検討していきたいとの姿勢も示している。そこで新たに質問する。

#### 1、箱型補聴器（ヒアリンググループ受信機能付）の現物給付を行うべきではないか。

現在、「障がい福祉センターあしすと」でお試し器として使っているものは40～60 dB未満で低価格だ（50～100台まとめて契約すれば11,000円程度で購入できる）。個人への調整についても言語聴覚士のサポートがあれば充分対応できる。また、給付額との差金で言語聴覚士を雇用して、区内各地の「出張聞こえ相談」を行い、聞こえの相談に行きたくても行けない、言語聴覚士のサポートを受けられない人に対応することも行うべきだ。

#### 2、「聞こえの手帳」を発行し、補聴器を購入したお店または「障がい福祉センターあしすと」で4週間継続して調整することを義務づけるべきではないか。

板橋区では今年度から「アフターケア証明書」により、認定補聴器技能者のいる補聴器販売店で4週間継続して調整することを義務づけた。いわゆる「聞こえの手帳」だ。手帳を発行し、調整を続けることで、補聴器で「聞こえ」を実感出来る。使い続けるためには段階を踏んで装用に慣れること、調整を重ねることが欠かせないので、「補聴器を購入しても使わない」ということがなくなる。足立区でもこの様な「聞こえの手帳」を発行すべきだ。

#### 3、補聴器購入費用助成制度を認知症対策として位置づけ、高齢者生活実態調査を行うべきではないか。

練馬区は補聴器購入費用助成制度を認知症対策として位置づけ、高齢者生活実態調査で聞こえの状態、補聴器の使用状況、補聴器を持っていない理由などのアンケートを行った。区も「高齢者に対して練馬区のアンケートの内容をよく研究して検討していきたい」とした。今後、介護保険改定に向けての高齢者実態調査に聞こえに関する項目を設けるなどして高齢者の聞こえに関する実態を把握するべきだ。

## 16番 西の原 えみ子

### テーマ及び質問項目

4、東京都の包括補助事業の目的を明確に認知症対策に位置付け、都でも現物支給を行い、「認知症発症予防」の研究を行うことを求めるべきではないか。

兵庫県はコロナ禍の中の高齢者の社会参加状況調査として、国の補助を受けて、県独自の補聴器補助 2 万円を一年後の社会参加に関するアンケート回答後に給付、募集規模は 400 人というモデル事業を実現した。

東京都の「包括補助事業」は事務的で認知症対策が明確ではない中で、兵庫県はコロナ禍で高齢者の社会参加活動が低下していることをふまえ、国への制度提案の一助とするため、補聴器装用のニーズや社会参加活動の状況などを把握すると事業目的を説明している。このモデル事業は社会参加の促進状況を把握するということは認知症予防につながるものとして高く評価できる。

区も東京都に補助金の目的を認知症対策に位置付け、現物支給を行い社会参加で「認知症発症予防」の研究を行うことを求めること。

5、「障がい福祉センターあしすと」の優位性を活かし、聞こえの相談データの活用を厚生労働省に求めるべきではないか。

現在厚生労働省は「認知症発症予防への補聴器使用効果研究」に力をいれはじめた。しかし厚生労働省や国立長寿医療センターなどは東京 23 区における補聴器支給（購入補助）には全く着目していない。例えば江東区 5,000 人、新宿区 2,000 人、足立区 1,000 人など、補聴器を使い始めた高齢難聴者の名簿が存在する。

この人たちに協力をお願いし、聴力検査やMR I 検査、認知症検診を含めた健康診断、補聴器使用履歴の調査などを行えば、認知症発症予防研究に大きく貢献できるはずだ。

厚生労働省が取り組み始めている研究では「認知症発症予防への補聴器使用効果研究」では難聴者を募り、二つのグループを作り、半数に補聴器を貸与、半数は補聴器未使用で 3～5 年かけて、経過を観察する手法だ。こういうことを始めようとする側から見れば 23 区における補聴器支給（購入補助）制度受給者の協力が得られれば、すぐさま分析結果を得られることになる。

ましてや足立区の「障がい福祉センターあしすと」の 15 年前からの聞こえの相談者数のデータは大変な価値があるものだ。区はこの積み重ねてきた宝のデータをまとめることを検討している。「障がい福祉センターあしすと」の優位性を活かすということは、まとめたデータを厚生労働省の「認知症発症予防への補聴器使用効果」の研究の一つとして、厚生労働省に提出し補助金を受け、その補助金を使って「障がい福祉センターあしすと」聞こえの相談者の健康診断（希望者には認知症検診）の実施や、必要な高齢者には新たな補聴器を使ってもらうなど更に研究を進めるべきだ。ぜひ前向きに検討すべきと考える。

## II 補助 255 号線及び西新井公園の計画について

区は「まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などを発信する」として区内7つの地域での大規模事業（エリアデザイン）を計画しており、このひとつに、梅島三丁目の「都市計画道路補助 255 号線」と「西新井公園」の計画がある。

「西新井公園」は昭和 32 年に、「補助 255 号線」は昭和 41 年に都市計画決定されたものだ。平成 18 年に「補助 255 号線と西新井公園」の住民説明会が行われた以降説明会などは行われず、多くの住民は「計画は無いもの」と感じていた。それが平成 29 年以降、「まちづくり協議会」（地権者がほとんどいない）が開催され、一昨年に住民対象にアンケートが実施され、多くの住民はこの梅島地域を「住みやすい街」「住み続けたい街」と答えている。その後もアンケートは行われたが、地域住民は自分たちの声を聞いてもらえていないと感じている。

そこで「まちづくり構想について」質問する。

1、西新井公園の整備により「快適でみどりに囲まれたまちを目指します」と計画にあり、ここは大地震の時の広域避難場所として考えられている。確かに広域避難場所は大事であるが、そのために今住んでいる住民を追い出してまで作る必要があるのか。

2、戦後直後に計画された道路や公園計画は、現在住んでいる住民の生活様式に馴染まないのではないかと。住んでいる住民の声をもっと聞いて、住民の望む計画にするべきではないか。

3、「まちづくり構想（案）」では「便利施設や交通広場等の機能が不十分」として「便利で活気あふれるまちを目指します」とある。どこの地域でもコロナ禍が追い打ちをかけて活気が無い。「便利で活気あるまち」とはどのようなものを考えているのか。

4、昨年 1 月に品川地域で問題になっている「補助 29 号線」の裁判の中で「都の延焼遮断帯構想には専門家の意見が反映されておらず、都提出の延焼シミュレーションでは飛び火の影響や気象条件が考えられていない」と元都職員の建設関係の専門家は提言している。このことについてどう考えるのか。

5、住民の意見も十分聞かず、多くの住民を住み慣れた地域から「追い出す」この「まちづくり構想」はコロナ禍の中で急ぐ事業ではない。計画を凍結するべきではないか。